

大田区学童保育弁当配食における情報セキュリティ基準

1 個人情報保護の取扱いに関する管理体制

区と運営事業者との協定に、個人情報の適正な管理について必要な事項を定め、これを遵守すること。具体的事項は以下のとおりとする。

- (1) 個人情報を取り扱うサイトでは、SSL暗号化通信を前提とすること。
- (2) 定期的にバックアップを行い、権限を持たない者がアクセスできないよう設定すること。サーバやパソコンにセキュリティ対策ソフトを導入し、最新の状態に保つこと。
- (3) サイトに記録させる個人情報は、事業者との協定締結期間の満了又は事業終了時に廃棄し、廃棄証明書を提出すること。
- (4) 年に1度、個人情報や機密情報の管理状況等を報告すること。また、事業者が利用するクラウドサービスは、以下についても協定に定めることとする。
 - ・データセンター：日本の法令の範囲内で運用可能であること
 - ・情報漏洩防止等の機密性：サーバへのアクセス制限、データ暗号化、不正アクセス防止等を実施すること。
 - ・情報資産の完全性、可用性：ネットワーク・機器類の冗長化、日次バックアップを行うこと。
 - ・ネットワーク回線：データ暗号化、不正アクセス防止等の実施すること。
 - ・認証方法：ID及びパスワードによるシステムログインとすること。
 - ・アクセス権限管理：システム管理者、部門管理者、利用者等の各階層におけるアクセス制御を実施すること。
 - ・セキュリティソフト：サーバセキュリティソフトの導入、最新パターンファイルを適用すること。
 - ・サーバ等のセキュリティホール対応：脆弱性の内容及び重要性に応じた対策を実施すること。
 - ・合意管轄裁判所：日本国内の裁判所とすること。